

日本品質管理学会規格管理規程

種 類：規 程

議 決：総 会

制定期日：平成 23 年(2011 年)10 月 29 日

(適 用)

第 1 条 本規程は、社団法人日本品質管理学会（以下「学会」という。）が作成する規格について適用する。

(名 称)

第 2 条 学会が作成する規格名称を「日本品質管理学会規格」という。

2 「日本品質管理学会規格」の英語名称は「Standard(s) of Japanese Society for Quality Control」という。

3 「日本品質管理学会規格」の略称を「JSQC 規格」又は「JSQC-Std」という。

(目的・範囲)

第 3 条 日本品質管理学会規格（以下「JSQC 規格」という。）は、品質／質に関わる事柄に関する研究及び諸活動に資すること及び品質管理の普及を目的として作成・制定する。

2 JSQC 規格の適用範囲は品質／質に関わる事項（活動を含む）とする。

ただし、日本工業規格（JIS）に制定されているもの、知的所有権等が設定されているものについて配慮する。

3 JSQC 規格が国際規格（ISO、IEC など）及び／又は国家規格（JIS、JAS）に採用されるように提案していく。

(制定、見直し、改正、廃止)

第 4 条 JSQC 規格の制定、見直し、改正、廃止は、学会理事会（以下「理事会」という。）の定数の 2 / 3 以上の賛成により決し、学会がこれを行う。

制定、見直し、改正、廃止に関する管理は、学会標準委員会（以下「標準委員会」という。）が理事会の承認のもと、これを行う。

2 JSQC 規格は必要に応じて見直しを行う。

3 JSQC 規格制定、見直し、改正の詳細手続き及び方法は「JSQC 規格管理内規」に定める。

(著作権)

第 5 条 JSQC 規格の著作権は学会に帰属する。

2 JSQC 規格の著作権の取り扱いに関する詳細は、「学会規則第 2 3 1 著作権内規」による。

学会規則第 109

- 3 JSQC 規格が国際規格（ISO、IEC など）及び／又は国家規格（JIS、JAS）に採用される場合に限っては、当該規格の範囲内に限ってのみ学会は著作権を放棄する。

（規格の種類）

第 6 条 JSQC 規格の種類は以下のとおりとする。

(1) 「規格」(JSQC-Std)

他との対立がなく、関係者すべての共通の理解及び便益を目的として制定するもの。

(2) 「テクニカルレポート」(JSQC-TR)

諸般の理由から、規格にすることは困難であるが、技術的報告書として提示することにより、多くの関係者の便益が期待できると考えられるもの。

（頒布）

第 7 条 JSQC 規格の頒布は学会事務局が行い、その方法、対価については JSQC 規格管理内規に規定する。

以上

付 則

1. 本規程は平成23年(2011年)10月29日制定。即日施行する。